

森大輔法律事務所 News Letter

2022年
6月号
VOL.19

企業法務にお役立てできる情報もりだくさん！

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？森大輔法律事務所の弁護士はいつも真剣そのもの！でも、弁護士はとても身近で気兼ねなく頼っていただける存在です。本号では、企業法務に役立てていただける記事はもちろん、勉強会の案内、おすすめ情報など、情報もりだくさんでお届けします！

目次

- P 1 代表挨拶 弁護士 森 大輔
事務所報 「週刊誌掲載と情報番組出演のご報告」
- P 2 弁護士コラム 「阿武町の誤振込問題」
事務所報 「顧問先様のオープニングレセプション」
- P 3 事務所報 「無料ダウンロードコンテンツを開設しました」
事務所報 「高齢者雇用セミナー開催のご報告」
事務所報 「高齢者雇用セミナーの要旨」
- P 4 弁護士コラム 「改正特定商取引法について」
森代表のゴルフ紀行

代表挨拶 弁護士 森 大輔

今年度も早いものでもう2か月が経過し、ようやく新しいリズムにも慣れてきたところです。皆様には個別にご報告をさせて頂いておりましたが、今年度より日本弁護士連合会（日弁連）の常務理事に就任いたしました。これまでは東京弁護士会の委員会活動などに取り組んでまいりましたが、日弁連関係の業務を行うのは初めてで手探り状態の2か月でした。日弁連の理事会に毎月出席するにあたり、日弁連の政策や法案提出予定のものについて勉強したり、新しいことに挑戦中です。東京弁護士会の会員との意見調整も必要、一つの案件に対して色々な見方や切り口があることに日々刺激を受けております。こちらで培った経験を業務にも今後生かしていきたいと思っております。



事務所報 「週刊誌掲載と情報番組出演のご報告」

先日、週刊新潮に(6月9日号)弊所弁護士の岡井裕夢が薬機法に関してコメントした記事が掲載されました。記事では、医療品の承認を得ていない健康食品において医薬的な効果効能を謳うと薬機法に違反してしまうとの指摘をさせていただきました。

また、6月10日、日本テレビの情報番組「スッキリ」に出演し、景品表示法違反（おとり広告）により、措置命令を受けたスシローの広告表示について、解説させていただきました。

弁護士コラム「阿武町の誤振込問題」

弁護士の森です。阿武町の職員が多額の特別臨時給付金を誤送金したニュースが話題となりました。金額にして4630万円ということですから、本当に戻ってくるのか心配しながら見守っていた方も多いのではないのでしょうか。

このニュースを見ながら個人的に興味がわいたのは、誤送金してしまった後どのような対応を取るべきだったのかという点です。テレビのコメンテーターの多数の方は、誤振込した時点で仮差押えをなぜしなかったのかという鋭い指摘をしておりまして。法律家以外の方も同様のコメントをしていることに、よく勉強されているなど感心したところでした。

ただ、この仮差押えというのは保全処分ですので保全の必要性が要件となりますが、返金を拒否するような態度をとるまでの間はこの保全の必要性がないようにも感じました。また、他方で、一方的に誤って送金したにもかかわらず、口座を仮差押えするというのは何とも図々しい感じもします。仮差押えをされると銀行約款や各種契約書にて期限の利益を喪失する条項が含まれており、受ける不利益は相当なものとなることを考えると、裁判所がそう簡単に認めるとも思えません。

では、いったいどのような方法が他にあったのでしょうか。ここで大事なのはちょっとした想像力だといつも思っています。このような袋小路のようなトラブルを招いてしまった場合にどうやって解決するか、ちょっとした想像力があるかどうかで天下分け目になるのではないのでしょうか。



今回の阿武町の代理人弁護士さんは国税徴収法という法律を使ったことは、まさに想像力の賜物だと思いました。私も負けてはいられないと熱い気持ちでニュースを見ておりました。

(なお、銀行の前まで行ったにもかかわらず返金手続きを延期させられたといった事情があったようです。個人的な見解としては、このタイミングであれば仮差押さえはできたのではないかと思います。)

事務所報「顧問先様のオープングレセプション」

弁護士の杉浦です。先日、当事務所の顧問会社である中日産業㈱様が、新たにイタリアンレストラン (Italian Kitchen VANSAN (バンサン) 五反野店) をオープンするとのことで、オープングレセプションに招待していただきました。当事務所からは、森弁護士、岡井弁護士と私の3名で伺いました。店内に足を踏み入れると、まず大きなピザ窯が目飛び込み、そして、鮮やかな黄色の壁と木目調を基調としたおしゃれな空間が広がっていました。タパス、パスタ、ピザはいずれもおいしく、3名ともお腹いっぱいいただきました。中でも驚いたのが、ロボットが配膳してくれたことで、新しい物好きとしては、テンションが上がりました。とても楽しい時間を過ごすことができました。ありがとうございました。



事務所報「無料ダウンロードコンテンツを開設しました」

企業法務を扱うお客様から、「法務担当者が気軽に読める解説書が欲しい」「社内研修用にレジュメがあると便利」「実務的な話も載った資料が欲しい」といったご要望があります。

そこで、この度弊所ホームページに「無料ダウンロードコンテンツ」を設け、お名前等をご登録いただいたお客様は、企業法務に関する資料などを無料でダウンロードしていただけるようにしました。

現在は「クレーム対応マニュアル」「景表法重要ポイント解説レポート【不当表示編】」がダウンロード可能ですが、今後コンテンツを増やしていく予定です。周囲にご興味がありそうな方がいらっしゃいましたら、ご紹介いただければと思います。

森大輔法律事務所監修

景表法・その他法律トラブルに備える！

経営者様のためのリーガルレポート

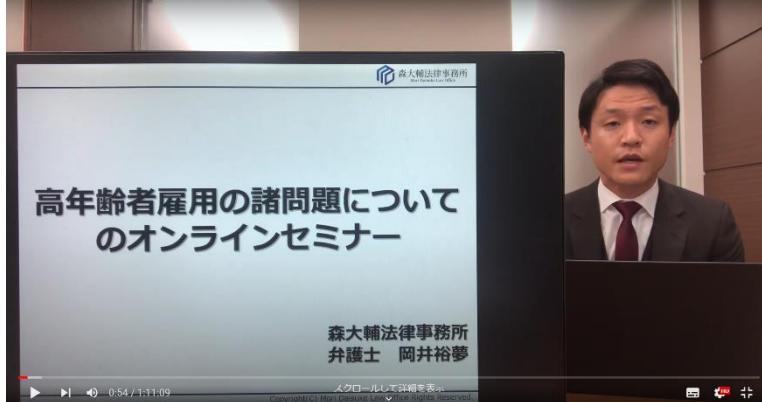
無料ダウンロードはこちら



事務所報「高年齢者雇用セミナー開催のご報告」

「高年齢者雇用の諸問題についてのオンラインセミナー」と題しまして、ウェビナーで弁護士岡井裕夢が講義をしました。経営者様や法務ご担当者様に加え、社会保険労務士の先生方も多数ご参加いただき、誠にありがとうございました。セミナー終了後のアンケートでは、「職務の内容」について、分かりやすい差を設け、認識させることの大切さを改めて認識できました」「講義内容や資料を

高年齢者雇用の諸問題についてのオンラインセミナー



社内で共有し業務で活用します」などの声を頂戴しました。

また、受講特典の無料法律相談をご活用くださった方々もいらっしゃいます。

今後開催予定のセミナーは、弊所HPやメルマガなどでお知らせします。是非ご参加ください。

次項で、岡井がこのセミナーの要旨を記載させていただきますので、あわせてご覧ください。

事務所報「高年齢者雇用セミナーの要旨」

弁護士の岡井です。先月18日に「高年齢者雇用に関する諸問題」というタイトルでポイントを4つに絞ってオンラインセミナーを開催させていただきました。

セミナーでは高年齢者雇用安定法の改正点をご紹介しましたが、65歳から70歳までの安定した雇用又は就業を確保するための「高年齢者就業確保措置」の実施を事業主の努力義務として追加したことにより今後益々、高年齢者の就業が促進され、70歳就業への時代へと移行することになりそうですね（30代の私としては倍以上の年齢の方の働きに負けてられないとの気持ちでセミナーをしました）。

また、定年後再雇用における同一労働同一賃金については、最高裁判例を踏まえてお話させていただきました。賃金格差を設ける場合、同一労働同一賃金のリスクを抑えるためには、定年後再雇用の職務内容や配置の変更の範囲等を定年前の従業員と棲み分けをするという点が重要ですので、今後企業において定年後再雇用を行う場合は、この点を特に意識すると良いと思います。

その他、高年齢者雇用に関するご質問は、随時お受けしております。お気軽にお問い合わせください。

弁護士コラム「改正特定商取引法について」

弁護士の岡井です。今年も半年が過ぎようとしております。毎年1年があっという間に過ぎていく感覚は私だけでしょうか（笑）。

さて、そんな今年も6月1日に、特定商取引法の改正法が施行されましたので、ご紹介いたします。

近年、サブスクリプションいわゆるサブスクが多くのネット通販等で行われておりますが、消費者庁はかかるサブスク契約に関する取引について、いくつかの規制を加えました。例えば、改正法では、(1)商品やサービスの量、(2)実際に支払う金額、(3)支払い方法・時期、(4)商品やサービスの受取時期、(5)申込期間、(6)キャンセル方法を契約が成立する前の画面に

わかりやすく表示させること等を事業者には義務付けました。この改正法に違反した場合、なんと業務停止命令などの行政処分や罰則（最大3年以下の懲役または300万円以下の罰金）が科されてしまいますので、ネット通販事業を行う企業様を含め、軽視できない改正法かと思います。

改正法が施行されたばかりのため、摘発事例は現段階でございませんが、消費者庁としては、販売画面や契約画面がいかにか消費者目線に寄り添った表示といえるかに注視しているようです。ただし、改正法に違反するかどうかについては、「消費者が画面を見て理解できるかを総合判断する」と消費者庁は述べており、基準のあいまいさが残りますので、この点については、今後の摘発事例を注目していく必要があるでしょう。

私たちもこのような改正法に対応したリーガルサービスを心掛けていきます！



森代表のゴルフ紀行



今回は、千葉県房総半島最南端にある館山カントリークラブに行きました。都内からでも高速を使えば2時間弱で行けるリゾートゴルフです。もう数年間行っておりませんでしたが、以前は良くプレーさせて頂いておりました。

中コースの海に向かって打つティーショットが本当に気持ちよく、まるで沖縄やハワイにでも来たかのような気分になります。スコアなど全く気にならないくらいの素晴らしい景観です。ちなみに私のおすすめの回り方は、西コース→中コースで。都心から最も近い南国(?)、是非皆様も一度チャレンジしてみてください。



発行元：森大輔法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-1 南海東京ビルディング8階

TEL：03-6226-5096 FAX：03-6226-5097